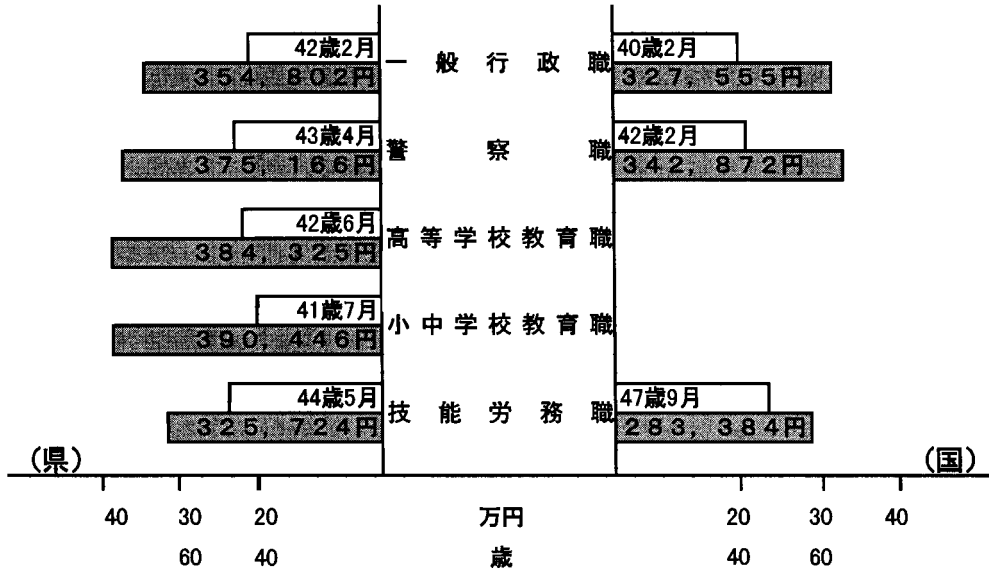
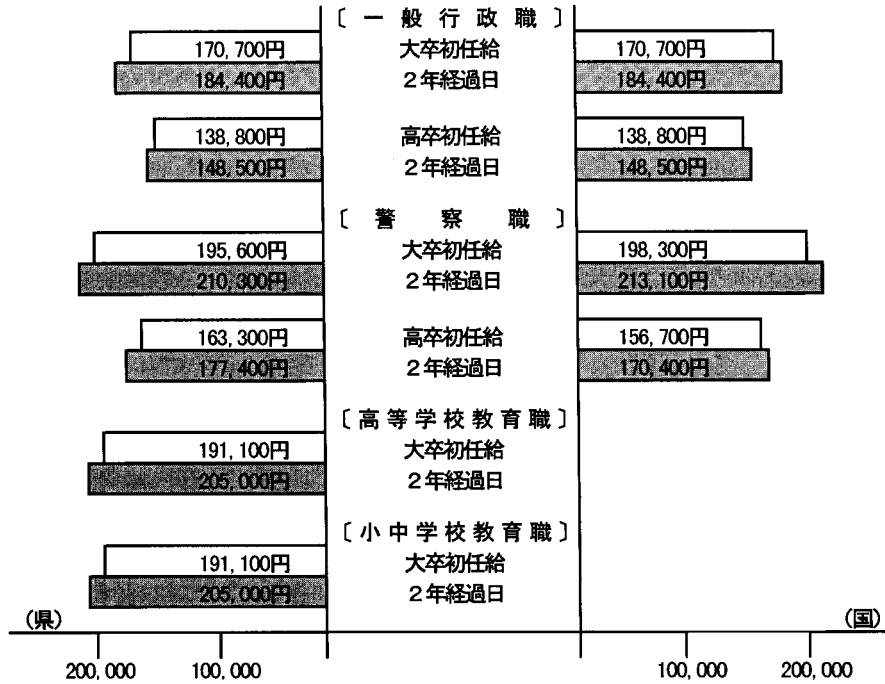


〔図2〕 職種別平均給料月額及び平均年齢（平成16年4月1日現在）



4 職員の初任給の状況
 主な職種ごとの初任給及び採用2年を経過した日の給料月額は、次のとおりです。
 〔図3〕 職員の初任給等の状況（平成16年4月1日現在）



5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額
 〔表3〕 職員の経験年数別学歴別平均給料月額（平成16年4月1日現在）

区 分		経験年数	給料月額
一般行政職	大学卒	10年	277,406円
		15年	349,668円
		20年	401,192円
	高校卒	10年	223,419円
		15年	278,205円
		20年	356,034円
警察職	大学卒	10年	292,533円
		15年	356,077円
		20年	407,171円
	高校卒	10年	252,843円
		15年	304,200円

高 校 教 育 職	大 学 卒	20 年	360,279 円
		10 年	320,262 円
		15 年	374,609 円
		20 年	413,109 円
小 中 学 校 教 育 職	大 学 卒	10 年	325,991 円
		15 年	376,070 円
		20 年	414,857 円

経験年数とは、学校卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に他に職歴などがある場合はその期間を換算して採用後の年数に加えた年数をいいます。

6 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、職務の複雑性、困難性及び責任の度合いにより職務の級に分類されていますが、一般行政職の級別の職員数の状況は、次のとおりです。

〔表4〕一般行政職の級別職員数（平成16年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な職務内容	主 事 技 師	主 事 技 師	主 事 技 師	係 長 主 任 主 事 主 任 技 師	(相当困難) 係 長 (困難) 主 任 主 事 (困難) 主 任 技 師	課 長 補 佐 (困難) 係 長	(相当困難) 課 長 補 佐	課 長 (困難) 課 長 補 佐	次 長 (困難) 課 長	(困難) 次 長	部 長	
職員数(人)	109	225	455	963	352	1,862	439	894	207	50	12	5,568
構成比(%)	2.0	4.0	8.2	17.3	6.3	33.4	7.9	16.1	3.7	0.9	0.2	100.0

7 職員手当の状況

職員に支給される主な職員手当の状況は、次のとおりです。

(1) 期末・勤勉手当及び退職手当

民間のボーナスに当たる期末手当及び勤勉手当の支給割合は、年間で4.4月分となっており、これを年間2回に分けて支給します。

また、退職手当は、退職時における給料月額と勤続年数に応じて支給されます。

〔表5〕期末・勤勉手当及び退職手当（平成17年1月1日現在）

区 分	熊 本 県			国		
	(平成16年度支給割合)			(平成16年度支給割合)		
期末手当	6月期	1.4月分	0.70月分	6月期	1.4月分	0.70月分
	12月期	1.6月分	0.70月分	12月期	1.6月分	0.70月分
	計	3.00月分	1.40月分	計	3.00月分	1.40月分
職務上の段階、職務の等級による加算措置 有						
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0月分	27.3月分	勤続20年	21.0月分	27.3月分
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他加算措置	定年前早期退職特別措置 2~20%		その他加算措置	定年前早期退職特別措置 2~20%	
退職時特別昇給	20年以上勤続 1号給		退職時特別昇給	無		

(2) 調整手当

調整手当は、民間賃金、物価及び生計費が特に高い地域に勤務する職員に対して支給され、手当の額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額に支給率を乗じた額となります。

〔表6〕調整手当（平成16年4月1日現在）

支給対象地域	東京都特別区	大 阪 市	福 岡 市
支給率 (%)	12	10	6
支給対象人数 (人)	33	7	4
国の制度 (支給率) (%)	12	10	6
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成15年度支給実績) 531,304 円			

(3) 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務に従事した職員にその従事した時間数、日数等に応じて支給されます。

〔表7〕特殊勤務手当（平成15年度実績）

区 分		全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合		36.9%
支給対象職員1人当たり平均支給年額		96,650 円
手当の種類 (手当数)		75
代表的な 手当名称	支給額の多い手当	教育業務連絡指導手当、教員特殊業務手当、夜間特殊業務手当、私服捜査員手当、税務手当
	多くの職員に支給されている手当	教育業務連絡指導手当、教員特殊業務手当、夜間特殊業務手当、私服捜査員手当、被疑者押送作業手当

(4) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した職員に対して支給されます。

〔表8〕時間外勤務手当（各年度支給実績）

年 度	区 分	支給額
14 年度	支 給 総 額	3,271,067 千円
	職員1人当たり支給年額	134 千円
15 年度	支 給 総 額	3,321,911 千円
	職員1人当たり支給年額	137 千円

(5) 扶養手当

扶養手当は、扶養家族を有する職員に対して支給されます。

〔表9〕扶養手当（平成16年4月1日現在）

内 容	支 給 月 額	国の制度との異同
①配偶者	13,500 円	同
②配偶者以外の扶養親族のうち2人まで (扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人)	6,000 円 6,500 円	
③配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000 円	
④その他扶養親族1人につき	5,000 円	
⑤満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの間にある子	1人につき 5,000 円加算	

(6) 住居手当

住居手当は、借家又は借間に居住し、1月当たり12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員に対して支給されます。

〔表10〕住居手当（平成16年4月1日現在）

区 分	支 給 月 額	国の制度との異同
借家・借間	家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	自宅居住者は他県の状況等を考慮し独自措置
自 宅	3,500 円	

(7) 通勤手当

通勤手当は、通勤距離が片道2キロメートル以上で、交通機関（バス等）を利用する職員又は交通用具（自動車等）を使用する職員に対して支給されます。
〔表11〕通勤手当（平成16年4月1日現在）

区 分	支 給 月 額	国の制度との異同
交通機関	運賃額55,000円までは全額、55,000円を超える部分については2分の1を支給	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額が異なる
交通用具	距離区分に応じて2,300円から33,100円までの範囲内で支給	

(8) 単身赴任手当

単身赴任手当は、異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員で、距離の基準等を満たす職員に対して支給されます。

〔表12〕単身赴任手当（平成16年4月1日現在）

区 分	支 給 月 額	国の制度との異同
基本額	23,000円	同
加算額	距離区分に応じて6,000円から45,000円までの範囲内で支給	

8 特別職の報酬等の状況

知事等特別職の職員の報酬等については、特別職報酬等審議会の答申を受け、県議会の審議を経て条例で定められています。

〔表13〕特別職の報酬等（平成16年4月1日現在）

職 名	給料月額	職 名	報酬月額	期末手当
知 事	1,340千円	議 長	1,050千円	(平成16年度支給割合)
副知事	1,050千円	副議長	940千円	6月期 1.60月
出納長	940千円	議 員	840千円	12月期 1.70月

9 給与等の削減状況

現在の厳しい財政状況を考慮し、臨時・緊急的な措置として、給与等の削減を行っています。

〔表14〕給与の削減状況

対 象 者		削 減 内 容	期 間
特別職	知事	給料15%、期末手当10%	平成16年7月1日～平成19年3月31日
	副知事・出納長	給料10%、期末手当5%	

10 定員の状況

〔表15〕部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	職 員 数		対前 年増 減数	主 な 増 減 理 由	
	平成 15年	平成 16年			
一 般 行 政 部 門	議会	35	34	△1	業務効率化に伴う体制見直し
	総務企画	846	853	7	庶務事務システム・新財務オンラインシステム開発等対応
	税務	266	264	△2	事務の統廃合に伴う体制見直し
	民生	481	487	6	少子化対策の推進、地域福祉施策充実対応
	衛生	587	586	△1	水道広域化施設整備事業終了等
	労働	97	101	4	職業訓練指導体制の充実等
	農林水産	1,559	1,549	△10	農業改良普及業務及び農林業に関する研究体制の見直し等
	商工	220	210	△10	(財)グリーンピア南阿蘇廃止に伴う業務体制の見直し等
	土木	1,077	1,060	△17	公共事業の減少に応じた体制見直し
小計	5,168	5,144	△24		
教育部門	15,797	15,701	△96	児童生徒数の減少による教職員の減等	
警察部門	3,270	3,339	69	犯罪防止に向けた交番体制等の強化等	
公営企業等会計部門	235	234	△1	病院調理業務の体制の見直し等	
合計	24,470	24,418	△52		